

令和 8 年度

鶴岡管理事務所管内灯油購入単価契約

仕 様 書

令和 8 年 8 月

東日本高速道路株式会社

東北支社 鶴岡管理事務所

1.細則

1-1.適用の範囲

本仕様書は、東日本高速道路株式会社 東北支社 鶴岡管理事務所(以下「発注者」という。)が行う「令和 8 年度 鶴岡管理事務所管内灯油購入単価契約」(以下「本購入」という。)に適用するものとし、本購入に係る「購入契約書(単価契約)」(以下「契約書」という。)について統一的な解釈及び運用を図るとともに、本購入に係る必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものとする。

1-2.契約書類の解釈

契約書類は、相互に保管し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-3.秘密保持事項

1-3-1.目的

本購入を実施するため、秘密情報及び個人情報の取り扱いに関して、以下のとおり定めるものとする。

1-3-2.定義

秘密保持に関する定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- 二 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定されたものをいう。
- 三 「秘密情報」及び「個人情報」は、文章・図面・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

1-3-3.情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を本調達の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

1-3-4.目的外の使用の禁止

本購入の実施のために提供された秘密情報及び個人情報を本調達の目的外に使用してはならない。

1-3-5.取得の制限

受注者は、本購入の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1-3-6.適切な管理

- (1)本購入の実施に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。
- (2)受注者は、本購入の実施に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3)監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文章を発注者に掲示する。

1-3-7.利用者の制限

受注者は、本購入の実施のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、本購入の実

施のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

1-3-8.資料の持ち出しの禁止

秘密情報及び個人情報、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や磁氣的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

1-3-9.複写または複製の禁止

受注者は、本購入を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りではない。

1-3-10.守秘義務

本購入の実施上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏えいしてはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、または入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 当該業務と無関係に、当事者が知っていた情報
- (4) 相手方の書面による同意を得て開示された情報
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1-3-11.契約期間終了後の取扱い

本購入の契約期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文章、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めのあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

1-3-12.第三者への委託等について

受注者は、発注者の承諾がない限り、秘密情報又は個人情報の処理に係る当該業務等の一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。なお、発注者の承諾を得て当該業務の一部を第三者に委任または請け負わせた場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本購入における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1-3-13.調査及び報告

発注者は、受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で本購入の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告が求められた時には、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1-3-14.事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1-3-15.事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その

他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合には、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害の責を負うものとする。

1-4. 疑義等の措置

本仕様書に定めのない事項、又は疑義等が生じたときは、発注者と受注者が協議するものとする。

2.購入の細部に関する内容

2-1.購入概要

本購入は、鶴岡管理事務所管内の冬期間における暖房燃料及びロードヒーティング用として使用するものであり、経済的かつ安定的に灯油を購入するものである。

2-2.納入場所

納入場所	住所
鶴岡管理事務所・鶴岡料金所	山形県鶴岡市小淀川字谷地田 90 番(鶴岡 IC 内)
湯殿山料金所	山形県鶴岡市田麦俣字鶴ノ里 106-1(湯殿山 IC 内)
酒田料金所	山形県酒田市広野字堰西 115 番地(酒田 IC 内)

2-3.納入期限

契約締結日の翌日から令和 10 年 4 月 30 日まで

2-4.納入に関する事項

2-4-1.納入物

受注者は、本仕様書「2-3 納入期限」に規定する期限までに下表「納入物一覧表」に示す納入物を本仕様書「2-2.納入場所」へ納入すること。

納入物一覧表

番号	納入物	単位	予定数量	備考
1	灯油(JIS1 号)	ℓ	244,000	

※予定数量は購入数量を保証するものではない。

2-4-2.契約単価及び運送費用等について

灯油の納入に係る運送費、諸経費等の一切については、契約単価に含むものとする。ただし、高速道路を利用する場合については、別途、高速道路通行料金を請求できるものとし、代金の請求時に領収書(正)を添付するものとする。

2-4-3.納入指示について

納入指示は、発注者の指示(「納入依頼書」(様式 1)を電子メール又は FAX で送付)によるものとし、それに従い確実に納入しなければならない。受注者は、指示を受けた際は、指示受領の旨を速やかに電子メール又は FAX にて返答するものとする。

納入は、発注者又は発注者が認めた者の立会のもと行い、契約書第 10 条第 1 項に基づき、納品書(任意様式)を都度提出するものとする。

2-4-3.納入について

納入にあたっては、他の車両の通行等を妨害しないよう細心の注意を払うものとする。

2-5.検査及び支払

2-5-1.納入実績報告書

受注者は、毎月末締めとし、「灯油納入実績報告書(令和〇年〇月分)」(様式 2)を翌月 10 日までに提出するものとする。

2-5-2.納入検査の内容

納入検査は、発注者に納入した納入物を対象として契約書類と対比し、検査員が検査を行うものとする。

発注者は、検査結果を受注者に口頭で伝えることとし、通知書は交付しないものとする。

2-5-3.代金の支払

受注者は、契約書第 12 条第1項の規定に基づき代金の支払請求を行う場合には、消費税及び地方消費税を適用するものとし、発注者は代金を受注者が指定する金融機関(日本国内の本支店)の口座に振り込むものとする。

様式 1

依頼日:令和 年 月 日

(会社名)

TEL

FAX

東日本高速道路株式会社東北支社

鶴岡管理事務所長 ○○ ○○

TEL 0235-22-8766

FAX 0235-22-8769

担当 総務 ○○ ○○

納入依頼書

件名:令和 8 年度 鶴岡管理事務所管内灯油購入単価契約

下記のとおり納入を依頼します。

納入場所	
納入希望日時	令和 年 月 日 AM・PM
品名	灯油
数量(ℓ)	

受注者	上記について受領しました。 令和 年 月 日
-----	------------------------

様式 2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社東北支社
鶴岡管理事務所長 ○○ ○○ 殿

(住所)
(会社名)
(代表者)

印

灯油納入実績書(令和 年 月分)

件名:令和 8 年度 鶴岡管理事務所管内灯油購入単価契約

下記のとおり納入実績を報告いたします。

単位 ℓ

納入日	湯殿山 IC	鶴岡 IC	鶴岡 IC 車庫 (ホリタンク)	酒田 IC	計
合計					